◎新潟県告示第648号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

令和元年11月15日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名新潟燕線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延 長	
燕市長所字前田川東74番から	新	9.1~10.5メートル	224.7メートル	
同市長所字前田川西754番2まで	旧	6.7~10.6メートル	224.7メートル	

備考 路線の重用

全区間県道月潟吉田線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名月潟吉田線
- 3 道路の区域

区	第	新旧の別	敷	地	\mathcal{O}	幅	員	延	長
燕市長所字前田川東74番から		新	9.1~10.5メートル					224.7メートル	
同市長所字前田川西754番2まで		旧	6.7~	·10. 6	らメー	-トル	,	224. 7メート	ンル

備考 路線の重用

全区間県道新潟燕線と重用